

被災者生活再建支援制度の概要

1. 制度の対象となる自然災害

災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
又は の市町村を含む都道府県で、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
～ の区域に隣接し、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
若しくは の市町村を含む都道府県又は の都道府県が2以上ある場合に、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る)
～ の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり(合併した年と続く5年間の特例措置)

2. 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により
住宅が「全壊」した世帯
住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

3. 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる
(世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)
住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊 (2. に該当)	解体 (2. に該当)	長期避難 (2. に該当)	大規模半壊 (2. に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円

4. 支援金の支給申請

(申請窓口) 市町村
(申請時の添付書面) 基礎支援金: り災証明書、住民票 等
加算支援金: 契約書(住宅の購入、賃借等) 等
(申請期間) 基礎支援金: 災害発生日から13月以内
加算支援金: 災害発生日から37月以内

5. 基金と国の補助

国の指定を受けた被災者生活再建支援法人(財団法人都道府県会館)が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。(基金の拠出額:600億円)
基金が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助。

被災者生活再建支援制度の経緯

阪神・淡路大震災 = 自助・共助の限界の認識

- ・収入、資産の不足により、事前の保険加入・耐震化や事後の生活再建を行えない人々が多数存在
- ・義援金も阪神・淡路クラスでは1戸あたり数10万円程度が限界

被災者に対する必要最小限の公助
(セーフティネット)の必要性
← **社会の安定・コミュニティの維持**

- ・市民立法運動
- ・知事会要望
- ・国会における超党派の議論

議員立法
H10 被災者生活再建支援法制定
H11 被災者生活再建支援制度の適用開始
(家財道具等100万円)

法附則(住宅再建支援)
附帯決議(5年後見直し)

H16 被災者生活再建支援制度の拡充
(居住安定支援制度200万円)

附帯決議(4年後見直し)

議員立法
H19 被災者生活再建支援制度の充実
(定額渡切方式、年収・年齢要件の撤廃)

附帯決議(4年後見直し)

被災者生活再建支援制度の経緯

- H7.9 防災問題懇談会（内閣総理大臣設置）提言
「全国地方公共団体が毎年度一定の額を拠出して積み立てておき、被災地の支援を行う基金の検討必要。」
- H7.10 兵庫県、「住宅再建に関する共済制度」提案
【住宅所有者が掛金（固定資産税同時徴収）、全壊1,700万円】
- H8.7 「自然災害に対する国民的保障制度を求める国民会議」設立
（代表世話人：山岸章、貝原俊民、笹山幸俊、亀井正夫、芦田甚之助等）
- H8.12 与党PTが阪神・淡路大震災被災者への生活再建支援金の給付等を決定
（基金を3,000億円積み増し、交付税措置）
- H9.5 新進、民主、太陽党「阪神・淡路大震災の被災者に対する支援に関する法律案」を衆院提出、審議未了廃案
- H9.5 田英夫議員等（個人参加の超党派）「災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案」を参院提出、継続審議
- H9.7 全国知事会が災害相互支援基金の創設に関し決議
（100万円の給付型事業、国及び都道府県で3,000億円の基金創設等）
- H9.12 新進、民主、太陽党「阪神・淡路大震災の被災者に対する支援に関する法律案」を参院提出、継続審議
- H10.4 「被災者生活再建支援法案」を参院に提出（自民、社民、さきがけ、民主、公明、自由党の6党共同提案）
- H10.5 被災者生活再建支援法成立（自、さ、民、公、由、社民共同提案）

【附則】 住宅が全半壊した世帯に対する住宅再建支援のあり方について総合的な見地から検討

【附帯決議】 法施行後5年を目途として総合的な検討を加え、必要な措置を講ずる

H11.4 都道府県から被災者生活再建支援基金に対して300億円の資金拠出
支援金支給制度開始

H12.10 鳥取県西部地震 県が住宅建設300万円、補修150万円支給

H12.12 国土庁「被災者住宅再建支援検討委員会」(委員長：廣井東大教授)報告

大規模災害時の住宅再建の支援は、対象となる行為そのものに公共の利益が認められること、あるいはその状況を放置することにより社会の安定の維持に著しい支障を生じるなどの公益が明確に認められるため、その限りにおいて公的支援を行うことが妥当である。

H14.6 「自然災害から国民を守る国会議員の会」(原田、相沢、谷、滝議員等)
全額公費による「被災者住宅再建支援法骨子案」

【全壊750万円支給 H15.7の案では500万円とする】

H14.7 中央防災会議報告「防災体制の強化に対する提言」(専門調査会)

行政としては、住宅の所有・非所有に関わらず、真に支援が必要な者に対し、住宅の再建・補修、賃貸住宅への入居等に係る負担軽減などを含めた総合的な居住確保を支援していくことが重要。国は、現行の支援に加えて、安定した居住の確保のための支援策を講じるべきである。

H15.7 全国知事会議「自然災害被災者支援制度の創設等に関する緊急決議」

H15.10 全国知事会議「住宅再建支援制度の創設に伴う運営資金の拠出に関する申し合わせ」【300億円を新たに拠出、全壊・再建世帯に200万円支給等】

H16.3 居住安定支援制度創設等の制度拡充を内容とする「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律」成立、公布

(衆議院災害対策特別委員会附帯決議)

居住安定支援制度等の充実を図るため、本法の施行後四年を目途として、制度の施行状況等を勘案し、制度の見直しを行うなどの総合的な検討を加えること。

(参議院災害対策特別委員会附帯決議)

居住安定支援制度等の充実を図るため、本法の施行後四年を目途として、制度の施行状況等を勘案し、制度の見直しを行うなどの総合的な検討を加えること。

H16.4 改正被災者生活再建支援法施行

H19.3 内閣府「被災者生活再建支援制度に関する検討会」設置

H19.7 全国知事会「被災者生活再建支援制度に関する緊急要望」

H19.7 内閣府「被災者生活再建支援制度に関する検討会」中間報告

制度見直しで目指すべき方向

被災者から見て分かりやすく、被災者の自立意識、生活再建意欲を高める制度に

被災者に対して支援の気持ちがストレートに伝わるような制度に

非常体制となっている被災自治体に過重な事務負担を掛けないような制度に

全体として公費負担低減に寄与する制度に

(留意点)

- ・制度のフィージビリティの問題(巨大災害でも破綻しない制度か?)の整理
- ・自助努力の妨げにならないことへの留意

～ 以下、第168回国会関係 ～

H19.9.27 民主党改正案 参議院提出

H19.10.12 与党改正案 衆議院提出

H19.11.8 与党・民主党合意案 参議院提出

H19.11.9 与党・民主党合意案可決、成立

H19.11.16 改正被災者生活再建支援法公布

H19.12.14 改正被災者生活再建支援法施行

被災者生活再建支援制度の改正概要

旧制度

新制度

支給方式

用途を限定した上で、必要額を積み上げ方式で支給

全壊 最大300万円

〔生活関係経費 最大100万円
居住関係経費 最大200万円〕

大規模半壊 最大100万円

〔居住関係経費 最大100万円〕

住宅の再建の態様等に応じて定額（渡し切り）方式で支給

以下の と の合計額（定額）

基礎支援金

〔全壊 100万円
（大規模半壊は50万円）〕

加算支援金

〔住宅を建設・購入する世帯 200万円
住宅を補修する世帯 100万円
住宅を賃借する世帯 50万円〕

年収・年齢要件

原則年収500万円以下が対象
ただし、世帯主が45歳以上の世帯については、700万円以下。世帯主が60歳以上の世帯又は要援護者世帯については、800万円以下。

非持家世帯の支給額は減額（1/2）
県外に移住した場合は減額（1/2）

年収・年齢要件を撤廃

住宅の所有・非所有の区分、県内・県外の区分による差を撤廃

対象世帯

住宅建物本体の被害程度に応じて支給

- ・全壊
- ・大規模半壊
- ・半壊でやむを得ず解体

住宅建物本体の被害程度にかかわらず住宅の敷地の被害により住宅の解体に至った世帯を支援対象に追加

対象災害

災害救助法が適用される災害と同規模の自然災害が発生した市町村
自然災害により全壊10世帯以上の被害が発生した市町村
上記市町村に隣接する市町村で全壊5世帯以上の被害が発生した市町村（人口10万未満のものに限る）等

の市町村を包括する都道府県内の市町村（人口10万未満のものに限る）で、全壊5世帯以上の被害が発生した市町村を対象として追加

9月3日(金) 公布



平成22年9月3日
内閣府(防災担当)

「被災者生活再建支援法施行令の一部を改正する政令」について

平成22年梅雨前線による大雨災害では、全国的に大雨が降り続く中で、1時間に80ミリ、あるいは100ミリを超えるような猛烈な豪雨により、局所的な被害が全国各地で発生しました。

このような被害に対して、従来の発想にとらわれず、国として幅広く支援できるような検討を進めてきた結果、被災者生活再建支援制度について、甚大な住宅被害が広域的に散在している場合にも対応できるよう、政令改正を行うものです。

政令改正の概要

全壊10世帯以上などの市町村を含む都道府県が2以上ある場合には、以下の要件に該当する全国の市町村に被災者生活再建支援法を適用。

- ・「5世帯以上」の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万未満に限る)。ただし、人口5万未満の場合には「2世帯以上」の住宅全壊被害で適用。
- ・合併市町村については、合併により不利になることがないよう、市町村の合併の特例に関する法律と同様の措置(合併の年以降5年間は合併前の区域・人口で判断)をとる等の特例措置あり。

本改正については、平成22年6月11日以後の災害に遡及適用。